

第3回中日木材・木製品貿易検討会での挨拶

中国木材・木製品流通協会 副会長兼秘書長 陶以明

ご来賓の皆様、ご来場の皆様、おはようございます。

本日、中国木材・木製品流通協会の劉能文会長より拝命し、今大会に出席させていただいたことを大変光栄に存じます。初めに、木材・木製品流通協会を代表致しまして、劉会長に代わり、ご来賓の皆様に、心より歓迎の意を表明致します。

このたびの日中木材・木材製品貿易検討会は、中国木材・木製品流通協会ならびに日本全国木材組合連合会の共同開催であります。2009年には広州で、2010年には大連で開催されております。本日は、この風光明媚な、中国最大の合板の生産拠点であります山東省の臨沂（りんぎ）市で「第3回日中木材・木製品貿易検討会」が開催される運びとなりました。今大会では日本の全国木材組合連合会の協賛をいただき、臨沂市蘭山区の人民政府および臨沂市木材業協会、ならびに邳州（ひしゅう）、文安、荷澤、宿遷、嘉善など各地域の木材・合板業協会のご支援をいただいております。検討会の開催にご尽力頂きました関係各位に対し、改めて皆様から感謝の拍手をお送りいただきたく存じます。

森林とは地球の肺であり、人類の文明の源であります。森林を維持運営することは、木材や木材製品に対する社会的なニーズに応じ、かつ人類が依頼し生存する自然環境を保護するためにも、極めて重要なことです。ここ数年、森林を持続させ木材・木材製品市場への参入を促進する新しい制度としての森林認証制度が、国際社会で大変注目されております。数多くの国や地域でも森林の違法伐採を制限し、木材・木材製品の合法的な取引を規定する一連の法律法規が相次いで出されています。アメリカではレイシー法案が訂正され、またEUでは木材規制法案が制定されております。また日本でも、グリーン購入法や公共建築物等木材利用促進法、そして木材・木材製品の合法性および持続可能

性の証明のためのガイドラインなどが制定されましたし、ベルギー、ドイツ、デンマーク、フランス、オランダ、イギリスなどでも、公共購買の基準として、今後合法性木材或いは持続可能木材を最低基準とする法案が制定されました。中国政府も森林認証制度を大変重要視しており、2001年には中国森林認証システムがスタートし、10年を経過して、国情ならびに国際スタンダードに合致した国家森林認証システムが制定されました。そして2011年にPEFC国家管理機構への正式加入を果たしております。

中日間の木材・木材製品輸出入の合法性を認証する体制作りのため、合法的な木材・木材製品の取引業務拡大を図り、これによって中国の関係輸出入企業における世界の木材市場の変化に対する柔軟な対応が実現することになります。対日輸出品における合法性の確保と持続可能な法体系の整備により、経済的な損失などを防ぐことになります。その意味で、今回の検討会のテーマは「日中協力による合法性木材及び木製品供給と調達を促進するため」となっております。今大会では、日本の森林総合研究所の堀靖人室長、日本全国木材組合連合会情報課の加藤正彦課長、中国森林認証管理委員会の陸文明副秘書長、中国木材・木製品流通協会の朱光前名誉会長、魯林木業（蒼山）有限公司の張道偉社長からご講演頂く予定であります。

この数年で、中国は世界第二の木材貿易国に成長致しました。日本にとりまして、中国は木材・木材製品の最大の輸入相手国であります。世界的な木材市場にいかに対応し、合法的な取引を行うかは、両国の政府だけでなく、木材協会および関連企業にとりましても非常に重要な課題であります。当協会もかねてから木材や木材製品の合法性、持続可能な経営に対し大変注目し提唱していました。本大会を通じまして、中日双方が木材・木材製品の貿易の現状および課題を研究し、幅広い意見交換を行って、この両協会が交流を深め、中日間で合法的な取引を推進し、木材・木材製品の貿易がさらに発展していくことになれば大変嬉しく存じます。

最後になりましたが、この検討会のご成功と、皆様の健康と事業のご発展をお祈り致し、これをもって私からの挨拶とさせて頂きます。ありがとうございました。